

就学奨励費

「学用品・通学用品購入費」の申請の際の提出書類について

「学用品・通学用品購入費」等について、保護者等が支給の対象となる学用品・通学用品を購入した場合、支弁区分認定がⅠ段階の世帯は実費の全額、Ⅱ段階の世帯は実費の半額を、年間支給限度額まで支給します。

記

1 「学用品・通学用品購入費」等の申請の際の提出書類

(1) 「各経費(※)の受給にかかる申請書」

(「学用品・通学用品」の品目、購入金額、購入日等を記載した申請書)

※各経費・・・「学用品・通学用品購入費」、「新入学児童生徒学用品・通学用品購入費」

(2) 「購入申立書」・・・領収書類(レシート等)を紛失して御家庭にない場合に提出 領収書類(レシート等)がある場合は提出の必要はありません。

〔「購入申立書」に購入金額を証明するもの(チラシ、パンフレット等)を添付〕

① 「各経費(※)の受給にかかる申請書」

※各経費・・・「学用品・通学用品購入費」、「新入学児童生徒学用品・通学用品購入費」

② 「レシート提出台紙」〔領収書類(レシート・領収書等)を貼付した書類〕

③ 「購入申立書」・・・領収書類(レシート等)を紛失して御家庭にない場合に提出

〔購入金額を証明するもの(チラシ、パンフレット等)を添付〕

2 「学用品・通学用品購入費」等の申請手続きの方法

① 「学用品・通学用品」の領収書類(レシート・領収書・宅配業者の代金引換払 領収書・ATM利用明細票等)を御家庭で保管

② 領収書類を根拠に、「申請書」に「学用品・通学用品」の品目、購入金額、購入日等を記入

③ 「申請書」(「学用品・通学用品」の品目、購入金額、購入日等を記載した申請書)を学校に提出(領収書類については、学校への提出は不要)

< 留意事項(重要) >

- ① 「申請書」に記載した「学用品・通学用品」の領収書類(レシート・領収書・宅配業者の代金引換払 領収書・ATM利用明細票等)は、御家庭で保存する必要があります。
- ② 「申請書」の記載内容を確認するため、学校から領収書類の提示又は提出を求める場合があります。

(裏面に続きます)

「学用品・通学用品購入費」等の申請書類の提出方法（例）

御家庭で保管している領収書類（レシート・領収書・宅配業者の代金引換払領収書・ATM利用明細票等）を根拠にして、「学用品・通学用品購入費の受給にかかる申請書」を作成してください。

御家庭で保存
(提出不要)

レシート ①

〇〇スーパー 新宿店
20▲▲年4月2日
ワイシャツ 3,000円
ベルト 3,000円
小計/2点 6,000円
(消費税込)
ご利用ポイント ▲2円
合計 5,998円

ポイントカード等により割引になった場合、割引後の金額が支給対象額

御家庭で保存
(提出不要)

領収書 ②

〇〇雑貨店
20▲▲年5月2日
雨傘 1,000円
時計 3,000円
割引 ▲300円
消費税 370円
小計/2点 4,070円
送料 800円
代引手数料 200円
合計 5,070円

送料・代引手数料は支給対象外

領収書 ③

■■〇〇様 20▲▲年5月5日
金額1,100円
但し 定規・鉛筆・ノート代として
新宿区西新宿区〇-〇-〇
株式会社〇〇文具店

御家庭で保存
(提出不要)

学用品・通学用品購入費の受給にかかる申請書

提出書類

番号	品目	金額	購入月日
①	ワイシャツ・ベルト	5,998	4月2日
②	雨傘・時計	4,070	5月2日
③	定規・鉛筆・ノート	1,100	5月5日
④	通学用靴 (運動靴)	3,300	6月1日

領収書類（レシート等）を紛失して御家庭にない場合は、『購入申立書』を提出

④

購入申立書

提出書類

申立欄	保護者等氏名		
	東京 太郎		
購入申立経費	児童・生徒等氏名	学部・学年・組	
	東京 花子	高等部1年●組	
	経費名	購入日	購入品目
	学用品・通学用品購入費	20▲▲ 6.1	運動靴

提出書類

＜靴販売店の折込広告チラシ＞

運動靴の購入金額を証明するものを『購入申立書』に添付して提出

申請書に記載をした「学用品・通学用品」の領収書類（レシート・領収書等）は、御家庭で保存する必要があります。（領収書類については、学校への提出は不要です。）